平成２６年（フ）第１９１号
静岡県湖西市南台２丁目７番７号
債務者　松波　秀樹
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６８２号
横浜市南区大岡４丁目35番２号　サンヒルズ上大岡102号室
債務者　大河原　順
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８３６号
横浜市保土ケ谷区東川島町67番地８
債務者　福沢　広行
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９１１号
横浜市港南区上大岡西３丁目６番９号　第２関の下荘102号室
債務者　菅野　博之
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９０号
静岡県浜松市西区坪井町531番地　コーポ相曽203、旧住所愛知県豊橋市大岩町字沢渡24番地10（Ｂ―102）
債務者　西村　真衣
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時45分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第９５１号
横浜市南区別所７丁目２番６―202号
債務者　三河　京子（旧姓堀川）
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９６３号
横浜市金沢区六浦東２丁目８番６号　２Ｆ
債務者　坂下理恵子
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９９２号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目３番３―519号
債務者　豊田　和美
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３２号
静岡県焼津市西小川１丁目11番地の８　和かな、旧住所静岡県焼津市石津港町48番地の20アーバンオアシスＡ205号
債務者　石垣　正夫
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４３号
静岡県藤枝市泉町４―７　フローラ泉町Ｂ101、住民票上の住所静岡県藤枝市大洲２丁目13番地の13
債務者　増田　綱男
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９９号
東京都福生市南田園２丁目16番地福生団地11―402
債務者　福田久美子
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２００号
東京都福生市南田園２丁目16番地福生団地11―402
債務者　福田　直行
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４２２号
東京都八王子市左入町414番地１八王子荘
債務者　福井登志也
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６０３３号
東京都北区浮間２丁目２―１―603
債務者　道河　法光
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０６１号
神奈川県横浜市鶴見区北寺尾４丁目26―43―306
債務者　中村　祥子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部